

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	6 1
要 望 内 容	回 答		
分野別要求項目 一 福祉・医療の充実を ◆医療・保健の充実を 61 国民健康保険制度を改善すること。 ・医療機関入院時の食事代負担などの軽減を図ること。 ・限度額適用認定証をすべての人に発行すること。 ・精神・結核医療付加金を復活させること。 ・無保険者の実態について調査を行うこと。 ・一元化，広域化はやめること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入院時食事療養費については，日常生活でも要している程度の額に関しては，特別な経済的負担ではないことから，自己負担をお願いしているものであり，低所得者の方に対しては，減額制度が設けられております。 ○ 限度額適用認定証の交付に当たっては，特別な事情があると認められる場合を除き，滞納がある場合には交付できない旨が法令等で定められております。なお，本市としては，個々の世帯状況等を十分にお聞きし，きめ細かな対応のうえ交付の判断を行っており，機械的，一律な対応は行っておりません。 ○ 精神・結核医療付加金については，対象者が国保加入者に限定されており，社会保険加入者との公平性が課題となっていたため，平成 1 8 年 1 1 月に廃止しました。代替策として，自立支援医療（精神通院医療）制度を設けており，国保加入者だけでなく，社会保険加入者を含む全市民を対象とする本市独自の一般施策として，利用者負担の軽減を図っています。 ○ 本市では，毎年 3 月頃に京都市内の事業所に対して，就職又は退職される方への国保の加入手続の御案内と，同手続が必要な方への必要書類の作成依頼を行っており，退職者の方が国保への加入手続を行わなかったことにより，無保険の状態にならないよう努めております。 ○ 国保の都道府県単位での一元化・広域化については，医療保険制度の一本化に向けた第一歩であると考えております。本市としては，被保険者が将来にわたって安心して医療を受けられる制度となるよう，国及び府に対して，必要な要望を行ってまいります。 		

平成24年度予算要望に対する回答

NO.

62

要 望 内 容

回 答

62 癌治療にかかる窓口負担の軽減を図るよう国に求めること。

○ がんについては、主として生活習慣に由来する病気であり、本市においては、京都市民健康づくりプランに基づく生活習慣の改善及びがん検診による早期発見・早期治療の観点から対策を進めてまいります。

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	63
要 望 内 容	回 答		
63 協会けんぽなどの保険料をあげないよう国に求めること。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業の従業員等が加入する協会けんぽや事業主の申請により厚生労働大臣の認可を得て設立する健康保険組合の保険料率については、健康保険法の定めにより、各々の財政状況等に応じて各保険者が設定します。 ○ 本市においては、財政基盤のぜい弱さなど、市町村が運営する国民健康保険制度が抱える課題を解決し、将来にわたって安心して医療を受けられる安定した制度となるよう、国を保険者とした医療保険制度の一本化の早期実現とその実現までの財政措置の拡充について、引き続き、国に対して要望を行ってまいります。 		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	6 4
要 望 内 容	回 答		
64 市立京北病院の整形外科医や常勤の医師，看護師確保に全力をあげること。	○ 京北病院は，市立病院とともに平成 2 3 年 4 月 1 日から地方独立行政法人へ運営を移行しました。平成 2 3 年 4 月からは，常勤医師数 3 名体制（平成 2 2 年度は 2 名）に拡充することができました。引き続き，法人において市立病院から医師や看護師等を派遣するとともに，大学病院等にも派遣要請し，診療体制の確保に努めております。		

平成24年度予算要望に対する回答		NO.	65
要 望 内 容	回 答		
65 市立病院・市立京北病院の独自の医療費減免制度を拡充すること。無料低額診療事業を行うなど患者負担を軽減すること。	<p>○ 院内減免の取扱いについては、出生証明書、死亡診断書や胎盤処理料等、自己負担の対象となっているものについて、患者又は家族の方からの申請に基づき、当該世帯の収入状況を把握し、その状態が生活保護法による最低生活費の130パーセント以下と認定される者に対し、減免措置を講じており、これ以上に医療費減免制度を拡充することは困難です。</p> <p>○ 市立病院及び市立京北病院は地方独立行政法人が運営する病院であり、無料低額診療の実施の有無にかかわらず、固定資産税等については非課税です。民間医療機関と同様に無料低額診療を実施することにより新たに財源を確保できるわけではなく、無料低額診療を行う財政的基礎がございませんので実施は困難です。</p> <p>○ 院内減免制度を含む経済問題に関する相談については随時応じており、メディカル・ソーシャルワーカー（MSW）を平成23年4月から1名配置するなど体制の強化も図っております。</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	6 6
要 望 内 容	回 答		
66 市立病院・市立京北病院が公的責任を果たせるよう、必要な交付金を確保すること。	<p>○ 法人は、原則として独立採算により運営しなければなりません。政策医療の分野において、効率的な運営に努めてもなお性質上不採算とならざるを得ない収支不足部分を補てんする運営費交付金については、本市が確保していくことを地方独立行政法人京都市立病院機構の中期目標に明記しており、中期目標に記載したとおり必要な交付金を確保してまいります。</p> <p>(平成 2 4 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方独立行政法人京都市立病院機構運営費交付金 2, 0 1 5, 0 0 0 千円 		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	6 7
要 望 内 容	回 答		
67 市立病院の院内保育所に対する委託料を引き上げ、職員処遇を改善すること。	<p>○ 院内保育所については、包括外部監査による指摘を踏まえ、運営形態を見直し、公募により選定した事業者に運営業務を委託することとしたところであり、運営形態の見直しに当たっては、保育所職員の継続雇用を確保し、保育の質を維持するため、委託料を一定加算する措置を講じたところです。</p> <p>平成 2 3 年度からは、地方独立行政法人京都市立病院機構が委託を行っています。</p>		

要 望 内 容

回 答

68 重度心身障害児者医療費支給制度・重度心身障害老人健康管理費支給制度の対象者を3級までに拡大すること。

○ 身体障害者手帳3級の方を重度心身障害児者医療費支給制度・重度心身障害老人健康管理費支給制度の対象とすることについては、本市の厳しい財政状況において、本市単独で対象者を拡大するのは極めて困難な状況であります。

(平成24年度予算額)

・重度心身障害者医療費支給事業	医療費	2,097,000	千円
	事務費	51,995	千円
・重度障害老人健康管理費支給事業	医療費	1,508,035	千円
	事務費	15,667	千円

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	6 9
要 望 内 容	回 答		
69 小児慢性特定疾患治療研究事業は、市独自にも入院期間の制限緩和や通院も対象とするなど事業を拡大すること。	<p>○ 小児慢性特定疾患治療研究事業については、専門家や患者代表の意見を踏まえ、重症者に手厚く、また、療養の長期化による心身面の負担等にも配慮しています。本市においても、国基準の対象外であっても、国の対象疾患で市の定める一定の基準を満たし、継続的に1か月以上入院されている方を対象に事業を拡大して実施しています。</p> <p>(平成24年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児慢性特定疾患治療研究事業 319,404千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成17年2月 新たな小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱の制定</p>		

平成24年度予算要望に対する回答		NO.	70
要 望 内 容	回 答		
70 自立支援医療については、新京都方式を継続し、さらに患者負担の軽減に努めること。	<p>○ 本市では、これまでから自立支援医療の利用者負担の抜本的な軽減を国に対して強く要望しておりますが、現時点では国において軽減措置は行われていないことから、本市独自で実施している総合上限制度や独自軽減などの「新京都方式」については、平成24年度も継続して実施してまいります。</p> <p>○ なお、平成24年4月施行の障害者自立支援法の一部改正により、自立支援医療の利用者負担についても、障害福祉サービス等と同様に、原則として、家計の負担能力に応じたものにするとしてされており、引き続き、国の動向を十分に注視しながら、利用者に混乱を招くことのないよう、対応してまいります。</p> <p>(平成24年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児・者福祉サービス利用支援策「新京都方式」の継続 220,622千円 <内訳>利用者負担の軽減 217,603千円 グループホーム・ケアホーム運営安定化事業 3,019千円 		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	7 1
要 望 内 容	回 答		
71 特定疾患治療研究事業については、補助対象を拡充するよう国に求めること。	<p>○ 特定疾患治療研究事業については、今後とも国に対し公費負担対象特定疾患の更なる拡大及び医療費自己負担の軽減を要望してまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 2 3 年 7 月 希少難病患者への支援など総合的難病対策の拡充に係る国家予算要望</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	7 2
要 望 内 容	回 答		
72 行政区保健センターは保健所に戻し，高齢者・精神・母子など市民の健康，公衆衛生の増進に努めること。環境衛生業務は元の窓口に戻すこと。当面，保健センター長は専任の医師を配置すること。	<p>○ 保健センターにおいては，これまでの行政区保健所で実施していた市民サービス（保健衛生事業の実施，各種健診，各種届出，申請受付等）を維持しており，市民の健康及び公衆衛生の増進に努めているところです。</p> <p>○ 保健センター長については，医師の配置を原則と考えているところですが，医師の確保が非常に困難な状況にあります。このような中，各保健センターには，保健衛生事業に係る医療体制確保の観点から，最低 1 名の医師を配置しているところです。</p> <p>（経過・これまでの取組等） 平成 2 2 年 4 月 京都市保健所の設置，各行政区に保健センターの設置</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	7 3
要 望 内 容	回 答		
73 廃止された休日急病東診療所を復活すること。	<p>○ 診療科目ごとに市内 3 箇所に分散していた急病診療所については、平成 2 3 年 3 月に交通至便な JR 二条駅前へ移転統合したことにより複数の診療科目が 1 箇所で受診できるようになり、さらに同年 4 月からは、小児科の深夜帯診療及び内科の準夜帯診療を新たに開始しました。</p> <p>これにより、平成 2 3 年度の患者数は前年同時期に比べ増加しており、市全体として、救急医療体制の充実・強化が図られたものと考えております。</p> <p>なお、山科・醍醐地域については、周辺の民間救急告示病院で十分対応できているものと考えております。</p> <p>(平成 2 4 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・急病診療所等運営 4 0 9, 7 8 7 千円 (歯科含む) 		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	7 4
要 望 内 容	回 答		
74 病院群輪番制病院運営事業補助金を元に戻すこと。	<p>○ 病院群輪番制病院運営事業補助金については、平成 2 1 年度に、年間の確保病床数を従来の約 3, 5 0 0 床から約 2, 0 0 0 床に見直しましたが、この間の年間利用実績は最大でも平成 2 1 年度の 9 3 4 床であり、見直し後においても、救急患者の入院治療体制は十分確保できているものと考えております。</p> <p>(平成 2 4 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病院群輪番制病院運営事業補助金 6 7, 6 7 2 千円 		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	7 5
要 望 内 容	回 答		
75 放射能汚染など食品への市民の不安を解消するため、食品安全監視員体制、検査体制を強化し、正確な情報提供を行うこと。	<p>○ 放射能汚染など食品への市民の不安解消については、今後とも、放射能検査やその結果の公表等、食の安全・安心に関する正確な情報発信を行うとともに、監視体制や検査体制を確保するなど、市民の健康被害の防止に努めてまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等) 平成 2 3 年 3 月 1 1 日 福島原子力発電所事故発生 3 月 2 3 日 中央卸売市場第一市場に入荷する農水産物の放射能検査開始 9 月 1 日 中央卸売市場第二市場でと畜する牛全頭の放射能検査開始</p>		

要 望 内 容

回 答

76 第二市場におけるBSE・放射能対策については、牛の全頭検査を堅持すること。放射能汚染の検査体制を強化すること。

- BSE対策については、牛海綿状脳症対策特別措置法や平成23年3月に策定した京都市食の安全安心推進計画に基づき、引き続きBSE検査を実施してまいります。
- 市内でと畜された牛の全頭検査については、牛肉の安全性の確保を図り、市民の牛肉に対する不安を解消するため、引き続き実施してまいります。
- 放射能汚染の検査体制の強化については、今後とも、放射能検査やその結果の公表等、食の安全・安心に関する正確な情報発信を行うとともに、必要に応じ監視体制や検査体制を強化するなど、市民の健康被害の防止に努めてまいります。

(経過・これまでの取組等)

平成23年3月11日 福島原子力発電所事故発生

3月23日 中央卸売市場第一市場に入荷する農水産物の放射能検査開始

9月 1日 中央卸売市場第二市場でと畜する牛全頭の放射能検査開始

平成24年度予算要望に対する回答		NO.	77
要 望 内 容	回 答		
77 薬物等依存症根絶の取り組みを強化するとともに、民間更生団体への支援を強めること。	<p>○ 本市では、こころの健康増進センターにおいて、薬物依存症等に関する普及啓発のための各種講演会等の開催、リーフレットの作成のほか、本人及びその家族等への個別の相談支援、当事者による自助グループ及びリハビリテーション施設への支援等を実施しております。また、関係機関に対しては、研修会の実施や周知を行うなど連携を図っております。</p> <p>今後も引き続き、薬物依存症等にある者の支援に取り組んでまいります。</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p><相談・支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談電話，面接相談 ・精神科医による診察【一般，思春期，アルコール】 ・自助グループ（薬物依存症者グループミーティング）への支援 <p><講演会及び研修会の開催></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成23年度 若者の薬物問題について考える講演会」（平成23年12月5日開催） <p><国等研修の関係機関への周知等事務></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第25回薬物依存臨床医師研修」（平成23年9月13日～16日開催） ・「第13回薬物依存臨床看護等研修」（同上） ・「第3回薬物乱用対策研修会」（平成23年11月9日～11日開催） <p><リーフレット等の作成></p> <ul style="list-style-type: none"> ・思春期・青年期のこころの健康シリーズ②「薬物を使ってみたいと思ったら・・・」 ・センターだより「こころここ」（自助グループ等の紹介，特集記事の掲載等） <p><後援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都ダルク8周年記念フォーラム（平成23年11月19日開催） <p><会議への出席></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「再乱用防止対策講習会」（平成23年10月17日開催） ・「薬物中毒対策連絡会議」（平成23年10月18日開催） 		

要 望 内 容

回 答

◆介護保険制度，高齢者福祉施策の充実を

78 介護保険制度について，以下の項目について独自に改善をはかること。

- ・軽度認定者への給付サービスを確保すること。介護予防・日常生活支援総合事業を導入しないこと。
- ・昼間独居の生活援助や医療機関への通院・院内介助等の利用条件を緩和し，ケアマネジャーが必要と認めた介護は保障すること。
- ・特別養護老人ホームへの入所を希望するすべての高齢者が入所できるよう施設整備をすすめること。
- ・保険料・利用料の負担を軽減すること。当面，減免制度の大幅拡充をはかること。

- 平成23年6月の介護保険法の改正により創設された介護予防・日常生活支援総合事業については，各市町村の判断で，「要支援」と「自立」を行き来するような高齢者の方等に対して，切れ目のないサービスや，地域の実情に応じた配食，見守り等の生活支援サービスの提供が可能となる点において意義のあるものと考えております。
- しかし，現時点では，本事業については，省令や実施要綱等が示されておらず，対象となる事業の細目や本市財政への影響等，未だ不明な点が多いことから，引き続き検討を進めてまいります。
- 生活援助や通院・院内介助等のサービス提供の可否は，それぞれの利用者の生活実態や心身の状況等を勘案した個別のケアマネジメントを踏まえて作成される居宅サービス計画に基づき，適切にサービス提供できているものと認識しております。
- 特別養護老人ホームをはじめとする介護基盤の整備については，平成24年3月に策定予定の「第5期京都市民長寿すこやかプラン」に基づき，着実な整備促進に取り組んでまいります。
- 介護保険制度は全国一律の制度であり，介護保険料の負担軽減の拡充については，基本的には国の責任において，全国一律の考え方にに基づき適切な措置が取られるべきであると考えております。
平成24年度からの本市における第1号被保険者の保険料については，所得水準に応じたよりきめ細かな段階設定や，本市独自の減額制度のより一層の拡充など，できる限りの措置を講じてまいります。

(次ページに続く)

平成24年度予算要望に対する回答		NO.	78
要 望 内 容	回 答		
<p>・地域包括支援センターへの委託金を大幅に増額し、体制の整備を行うこと。</p>	<p>○ 利用料についても、基本的には国の責任において、全国一律の考え方にに基づき適切な措置が取られるべきであると考えております。</p> <p>○ 地域包括支援センターの運営については、担当圏域内の高齢者人口及び単身高齢者世帯数に応じた基本委託料のほか、介護予防普及啓発に係る委託料及び二次予防事業対象者に係る介護予防ケアプラン件数に応じた委託料を支払っており、これらの委託料については、高齢者人口等の増加に応じて年々拡充しております。</p> <p>○ さらに、平成24年度から、センターが「京都市版地域包括ケアシステム」の中核機関としての役割をよりの確に果たし、単身高齢者世帯への専門職による訪問活動を実施するとともに、地域のネットワークをより強固なものとするため、委託料を増加し各センターの人員体制の強化を図ってまいります。</p> <p>(平成24年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域密着型特養等「豊和園サテライト(仮称)」整備助成 158,400千円【新規】 ・地域密着型特養等「香東園(仮称)」整備助成 354,100千円【新規】 ・特別養護老人ホーム等「そらの木(仮称)」整備助成 520,100千円【新規】 ・認知症グループホーム等「京都淀の家(仮称)」開設準備経費助成 13,800千円【新規】 ・介護老人保健施設「マリアヌス(仮称)」開設準備経費助成 72,000千円【新規】 ・地域包括支援センター運営事業 1,484,585千円【充実】 ・老人福祉員設置事業 30,834千円 ・一人暮らしお年寄り見守りサポーター事業 5,118千円【充実】 ・認知症あんしん京(みやこ)づくり推進事業 2,372千円(※) <p>※認知症あんしんサポーターの養成等に係る予算のみ</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	7 9
要 望 内 容	回 答		
79 福祉事務所，保健センターは，地域包括支援センターとの相互連携を強化すること。	<p>○ 福祉事務所，保健センターは，これまでから，各区・支所単位で実施している「地域包括支援センター運営協議会」及び「地域包括支援センター運営会議」等での協議を通じて地域包括支援センターとの密接な連携に努めております。</p> <p>○ さらに，平成 2 3 年 9 月市会で予算化された，高齢者の介護，医療，福祉サービスの利用状況などの情報を福祉事務所（1 4 箇所）と地域包括支援センター（6 1 箇所）とが効率的かつ迅速に情報共有できる「高齢者包括支援ネットワークシステム」を導入することにより，更なる連携強化を図ってまいります。</p> <p>（平成 2 4 年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センター運営事業 1, 4 8 4, 5 8 5 千円 【充実】 ・ 地域包括支援センター運営協議会等事業 1 0, 3 3 0 千円 		

平成 2 4 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	8 0
要 望 内 容	回 答		
80 すこやかホームヘルプサービスや入浴サービスなど、介護保険外の高齢者福祉施策を継続し、充実させること。高齢者いきいき銭湯助成事業を復活させること。配食サービスの対象に昼間独居世帯を戻すこと。	<p>○ 介護保険以外の高齢者福祉施策については、高齢者が住みなれた地域で可能な限り在宅生活を継続できるよう、すこやかホームヘルプサービスや健康すこやか学級等、生活支援や介護予防につながるサービスの提供など、引き続き充実に努めてまいります。</p> <p>○ 高齢者いきいき銭湯助成事業については、介護保険制度開始後、デイサービス事業を行う施設が年々増加しており、高齢者の身近な地域で入浴サービスが利用しやすくなっていることから、当事業の役割は終えたものと考えております。</p> <p>○ 配食サービス事業については、栄養バランスのとれた食事を提供するだけでなく、事業対象者の安否確認を行うことを目的とした事業でもあるため、これまでどおり、要支援・要介護認定を受けた高齢者世帯又は身体状況等により買物及び調理ができない方が同居者である世帯等を対象として、事業を実施してまいります。</p> <p>(平成 2 4 年度 予算 額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・すこやか生活支援介護予防事業 9, 2 7 7 千円 ・すこやか生活支援介護予防事業 (6 0 ~ 6 4 歳) 2, 9 4 8 千円 ・健康すこやか学級 9 5, 4 6 8 千円 ・入浴サービス助成事業 9, 6 5 2 千円 ・配食サービス事業 1 2 1, 4 9 4 千円 ・配食サービス事業 (6 0 ~ 6 4 歳) 1, 6 8 3 千円 		

要 望 内 容

回 答

81 敬老乗車証は無料で交付すること。全ての地域で共通化すること。

- 敬老乗車証については、京都市社会福祉審議会からの答申や、市民アンケート調査結果を踏まえ、交付対象外の現役世代との公平性を図るため、京都市敬老乗車証条例を制定し、平成17年度から費用の一部を負担していただいているものであり、適正な受益者負担の観点から、負担金を無料に戻すことは考えておりません。
- 今後、急速に進む高齢化に伴い事業費の増大も見込まれますが、本市の厳しい財政状況下においても、持続可能で、かつ、利用者のニーズ、実態に即した、より利便性の高い制度とするため、平成24年度には、外部有識者の参画も得て総合的な検討を行い、一定の方向性を見出してまいりたいと考えております。

(平成24年度予算額)

		予算額 (千円)
歳出		4,867,020
内 訳	交通局繰出金	3,932,000
	市バス撤退地域	710,768
	民営バス	151,838
	京北地域	864
	証更新事務費	71,550
歳入		622,160

要 望 内 容

回 答

82 年金受給資格期間の短縮，最低保障年金制度の創設で，無年金の解消・低年金の底上げをはかること。年金給付額の削減や支給開始年齢の引き上げはしないよう国に求めること。消えた年金問題を早期に解決するよう国に求めること。

- 将来の無年金・低年金の発生を予防し，国民の高齢期における所得の確保をより一層支援する観点から，国民年金の未納保険料を追納できる期間を現行の2年から10年に延長するなどの法律改正が実施されました。また，厚生労働省が開催している社会保障審議会「年金部会」において，無年金者救済を目的とした「受給資格期間の短縮」の議論がなされているところです。
今後，年金制度全般にわたり見直しの議論が行われることから，その動向について注視してまいりたいと考えております。
- 年金記録問題については，現政権において「国家プロジェクト」として集中的に取り組むこととされております。本市としても，国と連携して，年金記録問題の解決に向けて取り組んでおります。

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	8 3
要 望 内 容	回 答		
83 外国籍無年金者等への給付金を増額すること。	<p>○ 本市においては、「外国籍市民重度障害者特別給付金」及び「高齢外国籍市民福祉給付金」を本市独自事業として実施し、無年金者等に対する福祉の向上を図っているところですが、その増額については、本市の厳しい財政状況の下、極めて困難であると考えております。無年金者の救済については、本来的には国が制度化を図り、公平に解決されるべきものと考えておりますので、今後も制度改善について他の政令指定都市と協力し、国に対して必要な要望を行ってまいります。</p> <p>(平成 2 4 年度 予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外国籍市民重度障害者特別給付金事業 2 5, 2 7 6 千円 ・高齢外国籍市民福祉給付金支給事業 3 4, 0 2 4 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 6 年 4 月 本市「外国籍市民重度障害者特別給付金」対象者を拡大。 精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者を追加</p> <p>平成 1 9 年 4 月 「外国籍市民重度障害者特別給付金」支給金額を増額。 3 6, 0 0 0 円→4 1, 3 0 0 円 (+ 5, 3 0 0 円) 「高齢外国籍市民福祉給付金」支給金額を増額。 1 0, 0 0 0 円→1 7, 0 0 0 円 (+ 7, 0 0 0 円)</p> <p>平成 2 1 年 4 月 年金制度の改正 (障害基礎年金と老齢厚生年金等の併給可能) の趣旨を踏まえ、給付金の支給要件を緩和。</p> <p>平成 2 3 年 7 月 大都市民生主管局長会議の「平成 2 4 年度 社会福祉関係予算に関する提案」により要望</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	8 4
要 望 内 容	回 答		
84 高齢者の就労の機会をいっそう拡充すること。	<p>○ 本市においては、高齢者の生きがいつくり及び社会参加の促進のため、高齢者がこれまで家庭、地域、職場の各分野で長年にわたり培ってきた知識、経験や技術等を十分に生かせるよう、自らの希望や能力に応じて、臨時的・短期的な就業機会を提供している社団法人京都市シルバー人材センターに対する支援を行っており、今後も更なる事業拡大に向けた支援を続けてまいります。</p> <p>○ また、引き続き、情報共有を進めるなど、関係局が連携を図ってまいります。</p> <p>(平成 2 4 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター運営補助等 6 9, 5 0 9 千円 		

要 望 内 容

回 答

85 老人クラブへの助成金を増額すること。単位老人クラブの事業に対する支援や高齢者の生きがい対策など、要求に応えること。

- 単位老人クラブへの助成金については、国において平成21年6月15日付けで「老人クラブ活動等事業実施要綱」が改正され、従来50人以上であった単位老人クラブの構成人員数が30人以上に引き下げられました。
- 本市においてもこの要綱改正の趣旨を踏まえ、平成22年度から、30人～49人の少人数クラブへの助成を新設するとともに、80人以上の大人数クラブへの助成を充実したところであり、引き続き、単位老人クラブの活動を支援してまいります。

21年度		22年度～	
50人以上	3,880円 /月	30～49人	1,940円/月
		50～79人	3,880円/月
		80人以上	5,820円/月

(平成24年度予算額)

・老人クラブ助成事業等 82,328千円

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	8 6
要 望 内 容	回 答		
<p>◆福祉・子育て支援の充実を</p> <p>86 保育料を値下げすること。第三子以降は保育料を無条件で無料にすること。減免制度を拡充・周知すること。</p>	<p>○ 現在の保育水準を維持するために、本市では指定都市でトップクラスの援護費を投入しておりますが、保育料の値下げや第三子以降の保育料の無料化、また、減免制度の拡充については、本市の厳しい財政事情に鑑み、困難な状況です。</p> <p>○ 減免制度の周知につきましては、福祉事務所窓口での案内やホームページへの掲載によって対応しております。</p>		

平成24年度予算要望に対する回答		NO.	87
要 望 内 容	回 答		
87 保育所最低基準の条例化にあたっては、面積基準の緩和は行わず、現行の行政指導水準を引き上げること。職員配置については、プール制の職員配置基準を下まわらない基準とすること。	<p>○ 平成24年2月市会に提案する保育所の最低基準の条例においては、面積基準の緩和は行いません。また、面積基準の行政指導水準への引上げにつきましては、既存の保育所への影響に鑑み、慎重に対応していくことが必要であると考えております。また、保育士の職員配置基準においては、歳児別配置基準についてプール制基準を採用する予定です。</p>		

平成 2 4 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	8 8
要 望 内 容	回 答		
88 定員外入所に頼らず保育所待機児を早期に解消するため、市所有の土地・建物なども活用し、必要な地域に保育所を新設・増設すること。	<p>○ 平成 2 4 年度当初の待機児童解消に向けて、保育所の増改築や新設、分園の整備によって待機児童対策を積極的に推進しており、平成 2 4 年度当初は 2 3 年度当初の 4 2 0 人の定員増に続き、3 9 0 人の定員増とする予定です。</p> <p>○ 平成 2 4 年度当初予算においては、さらに 1 3 5 人の定員増のための保育所整備費用を計上し、引き続き地域の保育需要に応じた保育所整備を推進してまいります。</p> <p>(平成 2 4 年度予算額) ・ 保育所整備事業 3 7 2, 4 0 0 千円</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	89
要 望 内 容	回 答		
89 民間社会福祉施設産休等代替職員制度を復活すること。	○ 民間社会福祉施設産休等代替職員制度については、産休や病休職員の休暇の保障を図りつつ、児童処遇を引き続き確保しながら、健康保険の給付金等による対応が可能であることから、本市の厳しい財政状況に鑑み、限られた財源を有効に活用するために見直しを実施したものです。		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	9 0
要 望 内 容	回 答		
90 昼間里親の安定的な運営を保障するため、委託費を引き上げ、早急に保育所なみの処遇に改善すること。	<p>○ 本市独自の制度として、家庭的な雰囲気の中で保育する昼間里親制度につきましては、本市の待機児童解消に一定の役割を果たすとともに、地域の身近な子育て拠点としての役割を担っております。平成 2 4 年度予算において、国の家庭的保育事業の補助を導入した制度の充実を図るとともに、1 0 名程度の受入枠の拡大を図っていく予定です。</p> <p>(平成 2 4 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 昼間里親委託事業 (既存分) 3 8 7, 9 5 4 千円 ・ 昼間里親委託事業 (充実分) 7 1, 7 0 0 千円【新規】 		

要 望 内 容

回 答

91 学童保育を必要とする児童の全員入所をはかるため、複数設置も含めすべての小学校区に学童保育所を設置すること。対象年齢を小学校卒業時まで引き上げること。大規模学童保育所を早急に解消し、職員の処遇を抜本的に改善すること。

- 学童クラブの設置については、学童クラブ機能を有する一元化児童館の130館の早期整備完了を図るとともに、平成22年度から実施している「放課後ほっと広場」など、児童館等で実施する学童クラブがない地域での放課後まなび教室を含めた総合的な放課後児童対策に取り組んでまいります。
- 大規模学童クラブの解消については、これまでから、一元化児童館の整備に加え、分室の設置、学童保育スペースの拡張、また状況に応じて臨時職員の加配などを行っているところであり、今後も引き続きこうした取組を行ってまいります。
- 学童クラブの対象年齢については、障害のある児童を除き、小学校3年生までとしており、小学校4年生以上の児童については、引き続き、児童館事業の利用を考えております。

(平成24年度予算額)

- ・ 児童館整備事業 54,000千円
- ・ 学童クラブ保留児童対策（整備・児童館） 20,000千円
- ・ 児童館事業・学童クラブ事業（児童館） 2,664,775千円
- ・ 学童クラブ事業（学童保育所） 138,129千円
- ・ 「放課後ほっと広場」事業 33,410千円【充実】

要 望 内 容

回 答

92 障害児の学童保育を保障するため職員の加配等を行うこと。介助者に対する謝金を直ちに賃金として位置づけること。対象年齢を小学校卒業時まで引き上げること。

- 障害のある児童の学童保育への受入れについては、介助者の派遣や児童館・学童保育所への事業費の加算、経験豊かな主任児童厚生員による巡回指導等により支援を行っております。
- 介助者派遣については、市民に介助者として登録していただいております。介助者の確保については、謝金の見直しによるのではなく、市民に本事業の趣旨を理解いただく中で、より適切な人材確保を含め、より多くの介助者の協力を求めています。
- 対象年齢については、平成15年度から小学校4年生まで拡充し、平成19年度からは、障害のある児童のサマーステイ事業を実施し、夏休み期間中に小学校5、6年生を児童館で受け入れてまいりました。平成24年度からは、サマーステイ事業の実施期間を拡充し、これまでの夏季休業期間に加え、冬休み及び春休み期間中の受入れを実施し、障害のある児童の受入体制の整備に努めてまいります。

(平成24年度予算額)

- ・児童館事業・学童クラブ事業（児童館） 2,664,775千円
- ・学童クラブ事業（学童保育所） 138,129千円
- ・学童クラブ事業における障害児の統合育成対策事業 64,366千円
- ・障害のある児童のはあとステイ事業（サマーステイ事業の充実）

5,500千円【充実】

(経過・これまでの取組等)

＜これまでの取組＞

平成15年度 障害のある児童の受入対象学年を小学校4年生に拡大

平成19年度 夏休み期間中に、小学校5、6年生の障害のある昼間留守家庭児童を対象とした介助サポーターの派遣を市内20箇所の児童館で行うサマーステイ事業を開始

要 望 内 容

回 答

93 共同学童保育所に対する助成を，市委託の学童保育所の水準に引き上げること。登録児童10人未満も補助対象とすること。

○ 共同学童保育所をはじめとする地域学童クラブについては，平成10年度から国の基準に基づき，各実施主体に補助金を交付しております。これまでから国の基準改定の都度，本市の基準も国に準じた改定を行っておりますが，厳しい財政状況のもとでは，国の基準を上回る助成は困難です。

(平成24年度予算額)

・京都市地域学童クラブ事業 29,352千円

(経過・これまでの取組等)

<参考>平成23年度の助成金交付基準(年額)

年間平均登録児童数	事業実施日数	
	A(250日以上)	B(200日～249日)
10人～19人	1,066,000円	—
20人～35人	1,930,000円	1,859,000円
36人～45人	3,101,000円	
46人～55人	2,943,000円	
56人～70人	2,784,000円	
71人以上	2,626,000円	

※ ただし，1日8時間以上開所し，250日を超えて開設する場合は，「14,000円×(251日～300日までの250日を越える日数)」の額を加算する。

※ 地域学童クラブの近隣(同一場所を含む)で，新たに本市学童クラブ事業を実施する場合は，開設期間中の平均登録児童数を算出し，開設日数を開設月数で除した日数が21日以上の場合は，事業実施日数をA(250日以上)とみなし，16日以上21日未満の場合は，B(200日以上249日以下)とみなす。

※ 上記交付基準のほかに，実績に応じて次の加算を行う。

- 障害のある児童に対する加算
- 職員健康診断に対する加算
- 長時間開設加算

平成24年度予算要望に対する回答		NO.	94
要 望 内 容	回 答		
94 児童扶養手当の所得制限の緩和を国に求めること。生活支援事業等，ひとり親家庭に対する支援を強め，母子家庭の自立支援事業のいっそうの拡充を行うこと。	<p>○ 児童扶養手当の支給所得制限については，従来から制限の緩和を国に要望しておりますが，機会を捉え，国に対して働き掛けを続けてまいります。</p> <p>ひとり親家庭に対する支援については，福祉事務所及びひとり親家庭支援センターにおいて，自立支援に係る様々な取組を実施しておりますが，きめ細かな相談体制の確保等，充実した支援が展開できるよう，取組を進めてまいります。</p> <p>(平成24年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭支援センター運営費（事業委託料含む） 16,314千円 ・母子福祉センター事業の拡充とひとり親家庭支援施策の情報発信の充実 1,900千円 【充実】 ・自立支援教育訓練給付金事業 919千円 ・高等技能訓練促進費事業 325,942千円 ・ひとり親家庭日常生活支援事業 2,329千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成16年3月 母子家庭等就業・自立支援センター事業 4月 母子家庭自立支援給付金事業，ひとり親家庭等日常生活支援事業</p> <p>平成18年1月 母子家庭自立支援プログラム事業</p> <p>平成21年2月 高等技能訓練促進費事業制度改正（支給対象期間拡大） 4月 京都市母子福祉センター移転・再整備 ひとり親家庭生活支援事業（講習会事業，交流会事業） 6月 高等技能訓練促進費事業制度改正（支給対象期間，支給額拡大）</p> <p>平成22年4月 高等技能訓練促進費事業制度改正（対象資格の拡大）</p>		

要 望 内 容

回 答

95 児童福祉司配置の拡充など体制の強化をはかり、第2児童福祉センターにも一時保護所を備えること。青葉寮は市直営を堅持すること。

○ 児童福祉センターにおいては、これまでから国の基準を大きく上回る児童福祉司を配置するなど、体制の強化に取り組んできました。現在、第2児童福祉センターの設置に向けた取組を進めており、平成24年度開設に先駆けて、平成23年度には児童福祉司等の増配置を行いました。今後も児童相談所の更なる機能及び体制の強化、充実に努めてまいります。

○ 平成22年6月に策定した「第2児童福祉センター（仮称）等基本構想」において、一時保護所「すばるホーム」の入所状況等を勘案し、第2児童福祉センターには一時保護所を設置しないこととしておりますが、緊急時に備え、一時保護スペースを確保するとともに、一時保護所「すばるホーム」と連携した児童の円滑な入所措置ができるよう対応することとしており、適切な支援等ができるよう努めてまいります。

○ 現在の青葉寮については、生活空間が狭隘となっており、近い将来の移転・再整備が必要であり、再整備の際には、他都市における民間での運営実績を踏まえ、民間活力を導入し、民設民営での整備、運営を検討することとしております。

（経過・これまでの取組等）

・児童福祉センターにおける児童福祉司・児童心理司の配置数

年 度	19	20	21	22	23
児童福祉司	38	39	41	41	44
児童心理司	10(5)	11(5)	11(5)	12(5)	14(5)

()内は嘱託職員の再掲

・児童相談所の体制強化

平成23年度において「子ども虐待防止アクティブチーム」（2チーム（10人）から3チーム（12人）へ）、地域別担当班（4班体制（20人）から5班体制（22人）へ）をそれぞれ1班増配置し、「子ども虐待等ケアチーム」（児童心理司を1名増配置）の体制強化を図った。

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	9 6
要 望 内 容	回 答		
96 第 2 児童福祉センターにも療育機能を持たせ、医療との連携を強化すること。	○ 平成 2 4 年度の第二児童福祉センターの開設に当たっては、児童療育センターにある障害相談部門及び診療部門を第二児童福祉センターに移転、拡充するとともに、移転によって生まれる児童療育センターの空きスペースを活用して療育事業を実施することとしており、移転後も両部門と引き続き連携して事業が実施できるように努めてまいります。		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	9 7
要 望 内 容	回 答		
97 児童養護施設の職員配置基準を引き上げ、職員の実増をはかること。	<p>○ 児童養護施設の職員配置基準の引上げについては、新たな予算を伴う内容であるだけでなく、措置費制度のあり方も含めて全国的に整理されるべき課題であることから、本市独自で引上げを行うことは困難であり、慎重な対応が必要です。</p> <p>○ これまでから本市が独自に実施している入所児童の処遇水準の向上に資する取組につきましては、今後とも実情等も踏まえながら検討を重ねるとともに、措置費制度の抜本的な改善に向け、引き続き国に対して強く要望してまいります。</p> <p>(平成 2 4 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 民営児童福祉施設措置費（児童） 2, 4 1 8, 5 9 7 千円 ・ 児童養護施設措置児童障害児等加算費 2 0, 3 3 1 千円 ・ 児童養護施設入所児童等自立支援事業 6, 5 0 0 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 3 年度 地域小規模児童養護施設創設（児童養護施設定員増による受入体制確保）</p> <p>平成 1 5 年度 乳児院の定員増による受入体制の確保</p> <p>平成 1 6 年度 児童養護施設の小規模グループケア、家庭支援専門相談員の配置 被虐待児受入加算等、入所児童に対する個別的なケアの充実</p> <p>平成 1 8 年度 本市独自の「児童養護施設措置児童障害児等加算費」の対象の拡大</p> <p>平成 1 9 年度 全児童養護施設に心理療法職員の配置、個別対応職員の常勤化</p> <p>平成 2 1 年度 乳児院における個別対応職員、基幹的職員の配置、乳児等受入加算費創設</p> <p>平成 2 2 年度 児童養護施設入所児童等自立支援事業の実施</p> <p>平成 2 3 年度 地域小規模児童養護施設増設（児童養護施設定員増による受入体制確保）</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	9 8						
要 望 内 容	回 答								
98 里親への委託費をいっそう引き上げ、里親会への活動支援を強めること。制度の周知をすすめること。	<p>○ 里親への委託費については、国の措置費制度に準じた額を支給しており、厳しい財政状況の中、京都市独自での引上げの実施は困難であるため、措置費制度における里親への委託費の更なる充実を、機会を捉えて国に要望してまいります。</p> <p>○ 里親への支援や制度周知に関しては、平成 2 3 年度から里親支援事業を実施し、家庭的な環境の中で児童との愛着関係を築くことができる里親制度に対する理解の向上に努めるとともに、訪問支援等の実施により里親への支援の強化を進めており、引き続き、里親支援に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>(平成 2 4 年度予算額)</p> <table border="0"> <tr> <td>・里親支援事業</td> <td>7, 7 9 9 千円</td> </tr> <tr> <td><内訳>・里親制度普及促進事業</td> <td>8 7 0 千円</td> </tr> <tr> <td>・里親委託推進・支援等事業</td> <td>6, 9 2 9 千円</td> </tr> </table> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 1 5 年度 専門里親研修の実施</p> <p>平成 2 1 年度 里親賠償責任保険料の公費負担の実施 里親の一時的な休息のための援助であるレスパイト・ケアの実施</p> <p>平成 2 3 年度 里親支援事業の実施 里親家庭への訪問支援、里親による相互交流、里親経験者による講演、公共機関での制度周知等の実施</p>			・里親支援事業	7, 7 9 9 千円	<内訳>・里親制度普及促進事業	8 7 0 千円	・里親委託推進・支援等事業	6, 9 2 9 千円
・里親支援事業	7, 7 9 9 千円								
<内訳>・里親制度普及促進事業	8 7 0 千円								
・里親委託推進・支援等事業	6, 9 2 9 千円								

平成 2 4 年度予算要望に対する回答		NO.	9 9
要 望 内 容	回 答		
99 障害児通園施設，児童デイサービスへの補助金を増額すること。	<p>○ 児童デイサービス事業所への補助金については，報酬水準が平成 2 1 年 4 月の改訂で大幅に改善され，安定的な運営が見込める状況となってきたことから，必要な見直しを行う一方，新規開設に係る事業者の負担軽減を図るための制度を創設し，より支援が必要な部分への補助を充実してまいります。</p> <p>(平成 2 4 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児通園施設運営補助 1 2, 0 0 0 千円 ・ 障害児通園（デイサービス）事業運営補助 3 5, 6 8 9 千円 ・ 放課後等デイサービス等設置促進 1 0, 0 0 0 千円【新規】 		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	100
要 望 内 容	回 答		
100 不足している障害者入所施設の増設と短期入所枠の拡大をすすめること。	<p>○ 障害のある方の自立と社会参加を進める観点から、福祉施設入所者については地域生活への移行を行い、施設入所者数の削減を行うこととしており、入所施設を増設する予定はありません。</p> <p>短期入所については、平成23年7月に定員8名の事業所（障害児も対象）が開設されています。今後も、事業所の増設に向け努力してまいります。</p> <p>また、保護者の急病・その他のやむを得ない理由により、障害のある方が一時的に保護を必要とする場合に緊急利用できる短期入所枠を確保するため、平成21年度からあんしん生活緊急サポート事業（障害者緊急短期入所事業）を実施しています。</p> <p>（平成24年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あんしん生活緊急サポート事業（障害者緊急短期入所事業） 2,415千円 		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 0 1
要 望 内 容	回 答		
<p>101 共同作業所及び小規模授産施設の運営費，施設整備費をさらに増額すること。障害者自立支援法に基づき新サービスへ移行できない作業所については，地域生活支援センターとして存続させること。</p>	<p>○ 小規模通所授産施設については，障害者自立支援法に基づく新体系事業所への移行が完了し，また，地域活動支援センター（共同作業所）についても，新体系事業所へ移行する予定となったため，既存の運営補助費及び新体系事業所への移行に係る整備助成については，平成 2 3 年度末をもって廃止する予定としております。</p> <p>○ しかしながら，ひきこもりの状態にある方や障害受容のできていない方など，法や制度の谷間にあり障害者自立支援法に基づくサービスを利用できない方が利用されている事業所については，新規事業（こころのサポート地域活動助成事業）を創設し，引き続き必要な支援を行ってまいります。</p> <p>（平成 2 4 年度予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こころのサポート地域活動助成事業 5 1, 9 0 0 千円【新規】 		

要 望 内 容

回 答

102 JR料金の割引，重度心身障害者医療費助成制度，
重度障害老人健康管理費支給制度について精神障害者
も対象とすること。

- JR料金の割引等運賃割引については，現在身体障害者，知的障害者が割引の対象となっており，精神障害者については対象となっておりません。今後とも精神障害者についても対象となるよう，国に対して積極的に働きかけてまいります。
- 精神障害者を重度心身障害者医療費支給制度及び重度障害老人健康管理費支給制度の対象とすることについては，本市の厳しい財政状況において，本市単独で対象者を拡大するのは極めて困難な状況であります。

(平成 2 4 年度 予算額)

・ 重度心身障害者医療費支給事業	医療費	2, 097, 000 千円
	事務費	51, 995 千円
・ 重度障害老人健康管理費支給事業	医療費	1, 508, 035 千円
	事務費	15, 667 千円

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 0 3
要 望 内 容	回 答		
103 精神障害者の社会復帰・家庭復帰支援事業の取り組みを強化すること。	<p>○ 本市では、精神障害のある方の社会復帰等を支援するため、こころの健康増進センターにおいて、精神科病院への長期（1年以上）入院患者を対象とした精神障害者退院促進支援事業をはじめ、就労準備デイ・ケア及び精神障害者社会適応訓練事業等を実施しております。今後とも、これら事業の周知を図り、利用者及び協力事業所の拡大等、精神障害のある方の社会復帰等の推進に努めてまいります。</p> <p>（平成 2 4 年度 予算額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神障害者地域移行支援事業 4, 3 3 8 千円 ・精神科デイ・ケア事業 8, 2 6 4 千円 ・社会適応訓練事業 7, 8 6 9 千円 <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成 9 年度 こころの健康増進センターを開設</p> <p>平成 1 7 年度 精神障害者退院促進支援事業の試行実施（平成 1 8 年度本格実施）</p> <p>平成 1 8 年度 従来の精神科デイ・ケアを就労準備デイ・ケアへ移行</p> <p>平成 1 9 年度 精神障害者退院促進支援事業の実施主体が京都府へ移管される</p> <p>平成 2 3 年度 国の要綱改正により、精神障害者地域移行支援事業（旧 精神障害者退院促進支援事業）の実施主体を本市へ再移管する</p> <p>※平成 2 4 年度からは個別支援の部分が障害者自立支援法に基づく相談支援として個別給付化される予定</p>		

平成 2 4 年度 予算要望 に対する 回答		NO.	1 0 4
要 望 内 容	回 答		
104 福祉タクシーのチケットは、一枚で初乗り料金を確保できるよう改善し、枚数を増やすこと。福祉乗車証と併用できるようにすること。	<p>○ 本事業については、これまで、交付対象者の拡大や制度を安定的、持続的に運営するための見直しを行ってきており、助成額の増額や福祉乗車証との併用については、多額の財政負担増を伴うため困難であると考えております。</p> <p>(平成 2 4 年度 予算額)</p> <p>・ 重度障害者タクシー料金助成事業 2 0 8 , 1 8 9 千円</p> <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 2 年 1 0 月 交付対象者拡大 (精神障害者保健福祉手帳 1 級) 助成額の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用券 1 枚当たり 小型基本料金相当額 → 5 0 0 円 ・ 利用券 1 乗車 1 枚使用 → 最大 2 枚まで使用可 		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 0 5
要 望 内 容	回 答		
105 民間社会福祉施設の耐震診断と改修は、市が責任を持って行うこと。	<p>○ 民間社会福祉施設の耐震化については、これまでから耐震診断や耐震改修に係る経費の補助を行っておりますが、本市の防災対策総点検最終報告を踏まえ、施設が耐震化に取り組める環境を整備するなど、耐震化を促進できるよう取り組んでまいります。</p> <p>○ 平成 2 4 年度は、専門家が施設を訪問し、耐震化の必要性や手続等についてアドバイスする「民間社会福祉施設への耐震アドバイザー派遣事業」を創設し、施設に理解を深めていただくことで、耐震診断さらには合理的な改修につなげてまいります。</p> <p>(平成 2 4 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間社会福祉施設への耐震アドバイザー派遣事業 4, 0 0 0 千円 【新規】 ・民間社会福祉施設耐震診断助成事業 1 2, 0 0 0 千円 ・柳辻保育園 耐震改修 2 8, 7 0 0 千円 <p>(経過・これまでの取組等)</p> <p>平成 2 0 年 民間社会福祉施設耐震診断助成事業の開始</p>		

要 望 内 容

回 答

106 憲法 2 5 条に基づき、生活保護行政を進めること。

- 生活保護申請の意思を尊重するとともに、法の趣旨をふまえ、生活実態に応じた懇切丁寧な窓口対応を徹底すること。申請書を窓口におくこと。

- 有期保護、医療扶助の自己負担の導入はしないこと。

- 必要な人に職権保護を含め生活保護を適用すること。

- ケースワーカーは 8 0 世帯に 1 名の配置とすること。

○ 本市では、専任の面接員を市内全福祉事務所に配置しており、面接員が相談者の状況を的確に把握し、他法他施策の活用等の助言を適切に行うとともに、生活保護制度の趣旨等について十分な説明を行ったうえで、相談者に保護申請するかどうかを判断していただくため、申請書は窓口を設置するのではなく、面接室に準備しております。

○ 生活保護の実施に当たっては、保護受給者本人が自らの意思で自立を目指し、自己の能力等を最大限活用することが極めて重要と考えており、稼働可能な者に対しては目標となる期間を設定して集中的かつ強力な就労支援を実施する仕組みを実現することは必要と考えています。

○ 医療扶助の自己負担については、適正化のために、患者本人がコスト意識を持つことが何より必要と考えており、世帯の最低生活費を下回らない等の課題が解消された場合には、積極的に導入していくべきと考えています。

○ 本市では、常に「必要な人に必要な保護」を実施するため、生活相談時には、相談者の心情に配慮した懇切丁寧な対応を行うとともに、急迫状態にあると認められる場合は、速やかに職権保護を検討するなど、今後とも適切な生活保護の運用に努めてまいります。

○ ケースワーカーの配置については、生活保護世帯が増加し続けている状況の中で、適切な自立助長をより一層推進していくため、また、世帯変動や住所異動の激しい地域への重点的対応を行っていくため、長期化する厳しい状況の中で人員確保が可能となるよう、効率的かつ重点的に配置することとし、さらに、大規模区には、担当課長を配置する等、ケースワーカーのバックアップ体制についても強化しているところです。

(次ページに続く)

要 望 内 容

回 答

・保護期限を定めての「就労指導」はやめること。

○ 就労支援に当たっては、身体状況以外に生活歴、職歴等や育児、介護など様々な条件を考慮したうえで、その方の能力等に応じた就労に向けた努力を支援しており、あらかじめ保護の期限を設定し、期限までに自立を求めるような指導は行っておりません。

なお、働く力があるのに理由なく活用を怠る場合は、生活保護法第27条に基づき文書で指示を行うなど、けじめのある指導を行っております。

・保護開始に当たっての法定期限を遵守すること。

○ 生活保護の決定に当たっては、法定期間である14日以内に決定するよう努めるとともに、申請者宅への家庭訪問や資産・収入及び扶養義務に関する調査など保護の要否判定に必要な調査に日時を要し法定期間を超える場合は、その理由を申請者に懇切丁寧に説明するなど、引き続き適正な保護の実施に努めてまいります。

・一時扶助でクーラー設置を行うこと。

○ クーラーを始めとする日常生活に必要な物品は、本来経常的な生活費の範囲の中で計画的に購入すべきと考えられており、熱中症対策として広く一般的に一時扶助で対応することは困難と考えています。

・夏季歳末見舞金を復活すること。

○ 現在の生活保護基準の水準に照らし、「生活保護基準を補う」という見舞金事業の目的は、既に達成されたと考えられること、また本市の財政状況は極めて厳しい状況にあることから、見舞金を復活する考えはありません。

・「医療券」方式を改め「医療証」にすること。

○ 医療証方式では、福祉事務所として当該医療の要否について事前確認ができず、また、福祉事務所の権限である指定医療機関の選定を行うこともできないといった問題があります。同方式は、国において慎重に検討されるべきものと考えており、本市として、同方式に変更することは考えておりません。

・保護費決定支給明細書を受給者に交付すること。

○ 生活保護決定通知書については、その交付を通じて、引き続き保護受給者への懇切丁寧な説明に努めてまいります。また、現在、新しい生活保護電算システムの構築に向けて検討中であり、その中で、生活保護決定通知書をさらに分かりやすいものに変更したいと考えております。

(次ページに続く)

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 0 6
要 望 内 容	回 答		
<p>・仕事の確保に向けた公的就労の機会を保障すること。</p>	<p>○ 就労が可能な方に対する就労に向けた自立支援については、ハローワークとの連携型就労支援をはじめ、就労支援員やキャリアカウンセラー、求人開拓員の活用等により、保護受給者の状況に応じたきめ細かな支援に取り組んでいるところであり、引き続き、これらの取組を充実することにより更なる就労の実現を図ってまいります。</p>		

要 望 内 容

回 答

107 ホームレスの定期的な実態調査を行い、自立支援を強化すること。

・ホームレスの生活保護適用に当たっては、居宅確保を原則とすること。

・自立支援センター利用者の処遇改善と施設改善を行うこと。

・ホームレスを支援する民間団体への財政支援を復活すること。

○ ホームレスの方への自立支援については、これまでの生活歴や今後の希望等をお聞きした上で、その方に適した支援方針を樹立することとしています。

このため、本人が居宅生活を希望されるとともに、国の通知に基づき、居宅生活が可能と判断された場合については、居宅確保に努めているところであり、今後も適切に対応してまいります。

○ 自立支援センターにおいては、リーマンショック以降の雇用情勢の悪化を受けて就職が困難となってきたことや、以前と比べて就労意欲のある入所者が減少している等、就労指導等に関して職員への負担が増していることから、平成22年度に予算を増額し職員体制の充実を図ったことに加え、平成24年度に向けても職員体制を充実するため、予算の増額を図りました。

また、自立支援センターで実施していたアセスメントについては、平成23年度から中央保護所の一時宿泊事業において実施しており、同センター入所者に限定したきめ細かな就労支援を継続してまいります。

○ 平成23年度から、ホームレスの方が居宅生活を継続させるための取組等を実施されている民間団体等に対し、その事業に係る経費を助成する「ホームレス地域サポート事業」を実施し、地域においてホームレス支援に取り組んでおられる団体等の支援に努めております。

(平成24年度予算額)

- ・ホームレス自立支援センター事業 57,870千円
- ・ホームレス地域サポート支援事業 2,000千円

平成 2 4 年度 予算 要望 に対する 回答		NO.	1 0 8
要 望 内 容	回 答		
<p>108 中央保護所の運営について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き公的責任を果たし、入所者の社会的自立を支援すること。 ・緊急一時宿泊施設を必要とするすべての方が利用できるよう施設整備を行うこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中央保護所については、平成 2 3 年度から指定管理者により運営しておりますが、今後とも、指定管理者と連携を図り、入所者への援助方針の樹立等、実施機関として公的責任を果たしてまいります。 ○ 簡易旅館の借上げによる緊急一時宿泊事業については、平成 2 2 年度から通年で実施しているところであり、平成 2 4 年度においても、宿泊を希望されるホームレスの方に対応できるよう予算確保に努めているところです。 <p>(平成 2 4 年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊援護事業 1 4 3, 2 0 1 千円 		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 0 9
要 望 内 容	回 答		
109 市営葬儀事業を復活させること。	<p>○ 市営葬儀事業については、年間利用件数が2,000件前後（昭和25年開設当時）から200～300件程度（廃止直前10年間）へと大幅に減少するとともに、収支状況も、廃止直前の利用料収入は10%程度で残り90%は公費で賄う状況であったことから、平成17年度に廃止したものであり、本市の財政状況がより厳しさを増す中、事業復活は困難です。</p> <p>（経過・これまでの取組等）</p> <p>平成12年11月 「京都市新世紀市政改革大綱」において、「事業そのものの在り方を見直す」とこととされた。</p> <p>平成13年 9月 「市政改革推進本部幹事会」において、「平成16年末廃止が適当」との意見が出された。</p> <p>平成17年 2月 廃止に係る条例を議会に上程 4月25日 事業廃止</p>		

平成24年度予算要望に対する回答		NO.	110
要 望 内 容	回 答		
110 夏季・歳末貸付資金の限度額を引き上げ，通年化する事。生活保護受給者も貸付対象とすること。生活福祉資金・母子寡婦福祉資金などの貸付にあたっては，要件を緩和すること。	<p>○ 夏季歳末特別生活資金貸付制度の限度額引き上げや事業の通年化については，本市の極めて厳しい財政状況から，実施は困難であります。</p> <p>○ 生活保護受給者については，生活保護法の適用により最低生活が保障されているため，貸付の対象とする考えはありません。</p> <p>○ 生活福祉資金貸付制度は，京都府社会福祉協議会が実施主体として運用されている事業であり，平成21年10月に，利用者のニーズに応じた柔軟な貸付が実施できるよう制度の見直しが行われたところです。今後についても，京都府とも連携をとりながら，制度改正にかかる利用者の状況や国の動向を注視してまいります。</p> <p>○ 母子寡婦福祉資金については，平成21年6月の法改正に伴い，本市においても貸付利率及び保証人要件について緩和を行ったところです。今後とも，母子家庭等の経済的自立の助長及び児童の福祉の増進を図るため，適切な取扱いに努めてまいります。</p> <p>(平成24年度予算額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子福祉資金貸付金事業 477,137千円 ・寡婦福祉資金貸付金事業 28,502千円 		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 1 1
要 望 内 容	回 答		
111 上下水道料金の低所得者世帯，社会福祉施設などへの福祉減免制度をつくること。	<p>○ 上下水道料金の低所得者世帯等への福祉減免制度の創設については，特定の利用者に料金を減免することは他の利用者による負担を転嫁することになり，料金負担の公平の原則の下，実施することは困難であると考えています。また，本市の上下水道料金は，他都市と比べ，安価な水準となっております。</p> <p>○ また，生活保護世帯については，生活扶助基準に上下水道料金をはじめとする光熱水費が含まれているとされていることから，生活保護制度の中で対応できるものと考えております。</p> <p>○ 社会福祉施設への福祉減免制度の創設については，社会福祉施設の運営費は措置費や報酬などで賄われており，利用者が個人利用で負担する部分を除いて，光熱水費も算定されているため，その中で対応できるものと考えております。</p>		

平成 2 4 年度 予算要望に対する回答		NO.	1 1 2
要 望 内 容	回 答		
<p>112 各内職会の補助金削減をやめ、支援を強めること。 取り組みに支障をきたすことのないようにすること。 認定基準を緩和すること。</p>	<p>○ 厳しい財政状況ですが、平成24年度におきましても、各内職会に対する運営補助については、例年の交付水準を保てるよう、必要な予算を確保し、適切な支援を行ってまいります。</p> <p>また、内職会の認定基準については、各内職会が補助金を適正に執行するとともに、貸付金を期限内に償還できることなど、継続的かつ適切な事務処理を行うことができる体制及び財政基盤を有していることが求められますので、現在のところ緩和することは考えておりません。</p> <p>(平成24年度予算額) ・内職授産事業 6,000千円</p>		